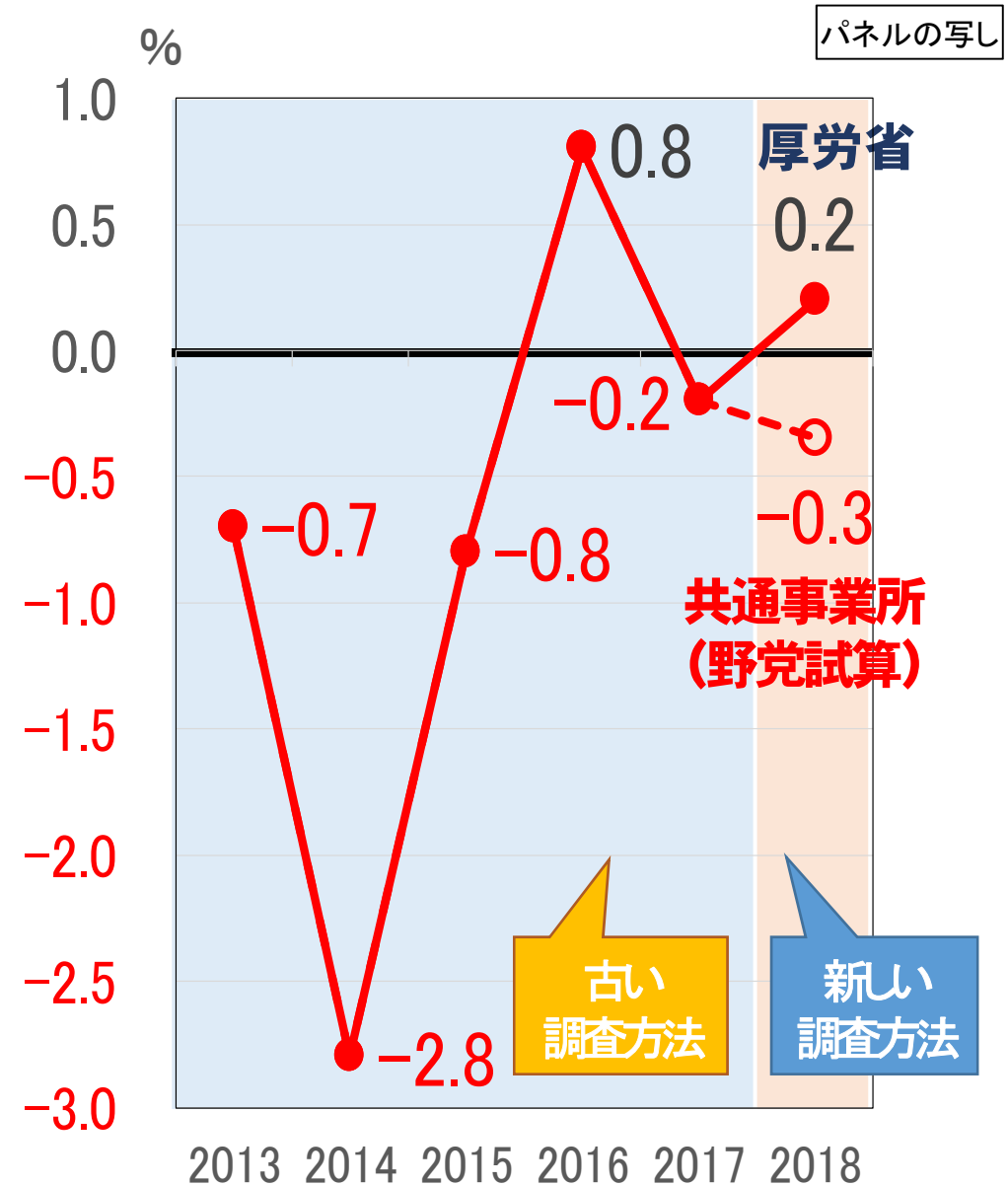
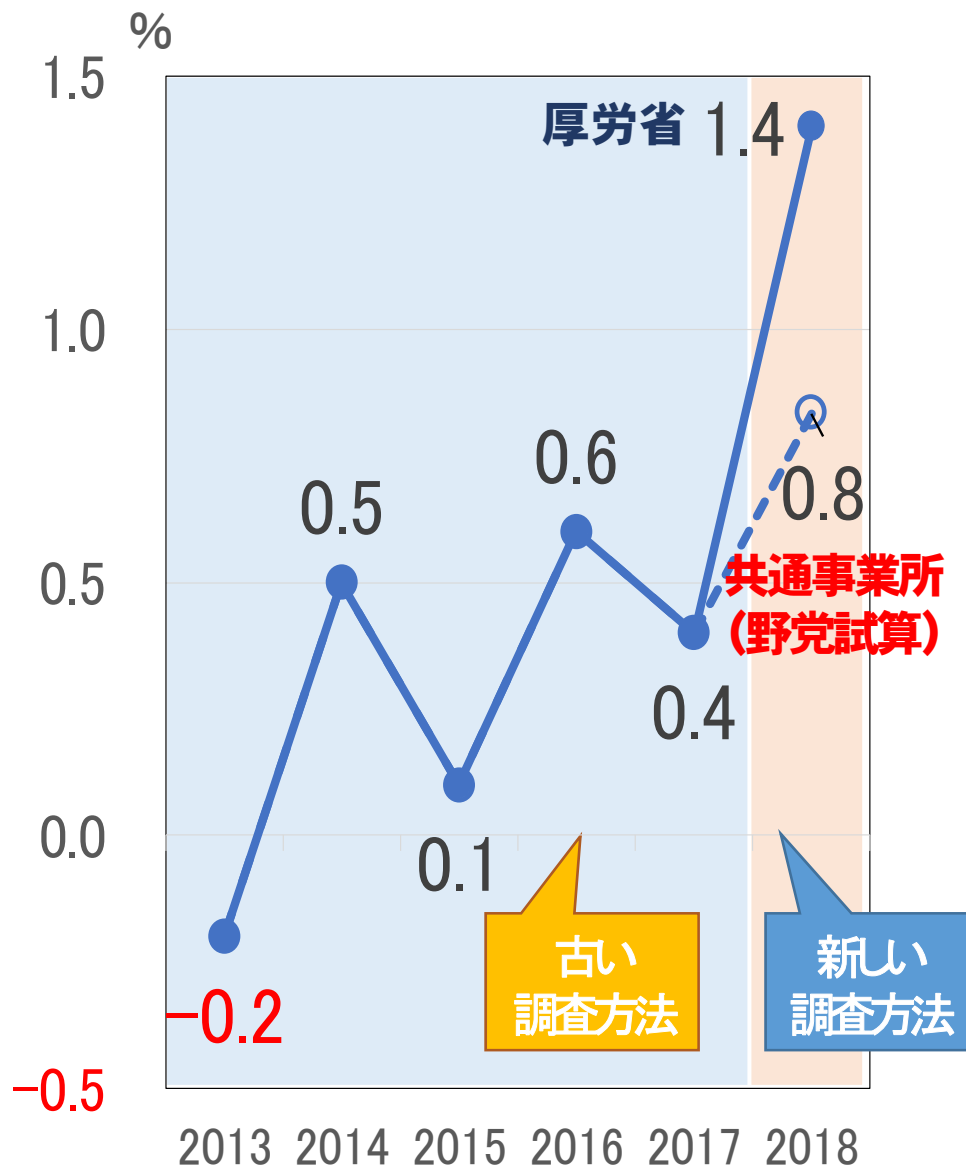


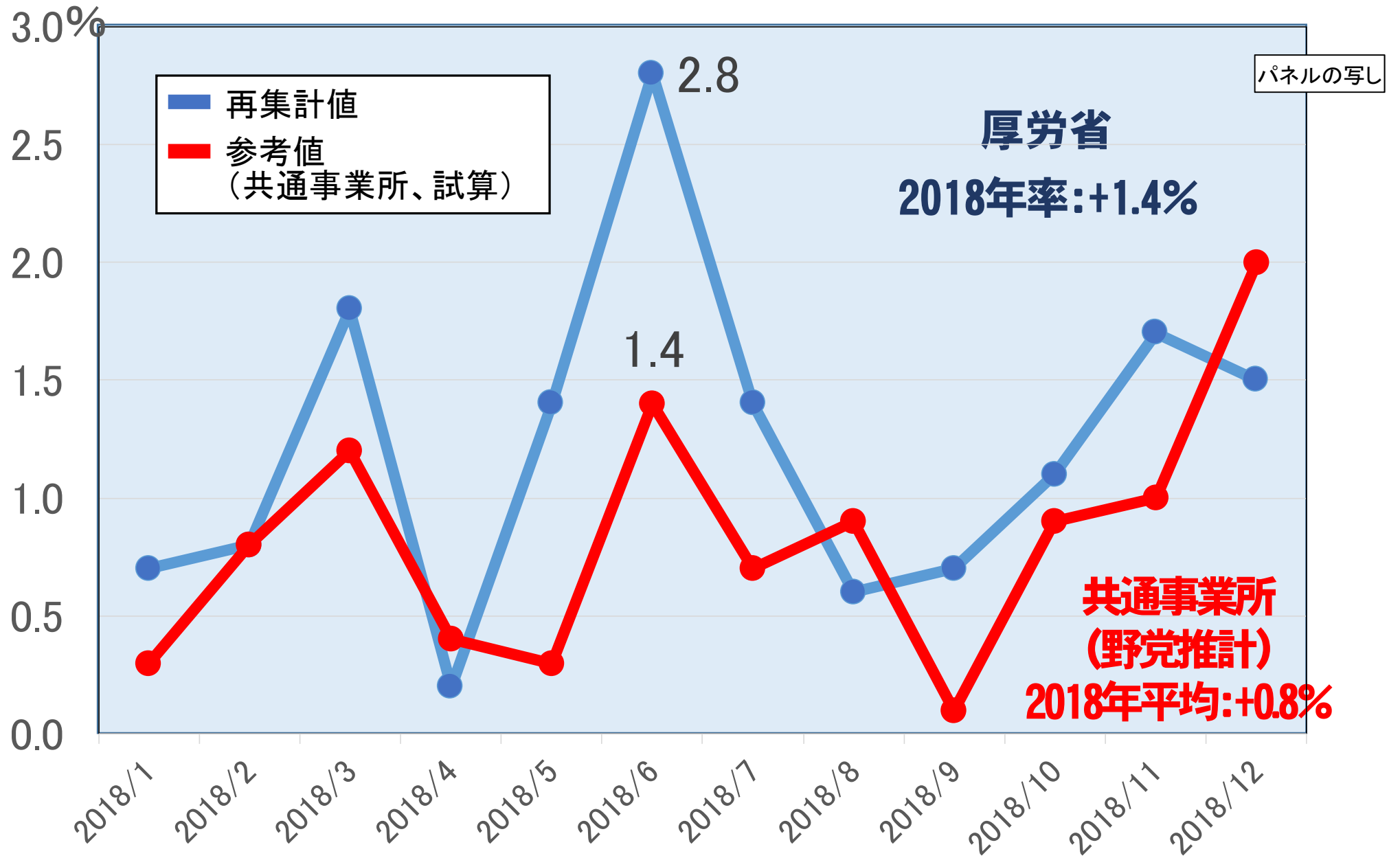
名目賃金の推移

実質賃金の推移



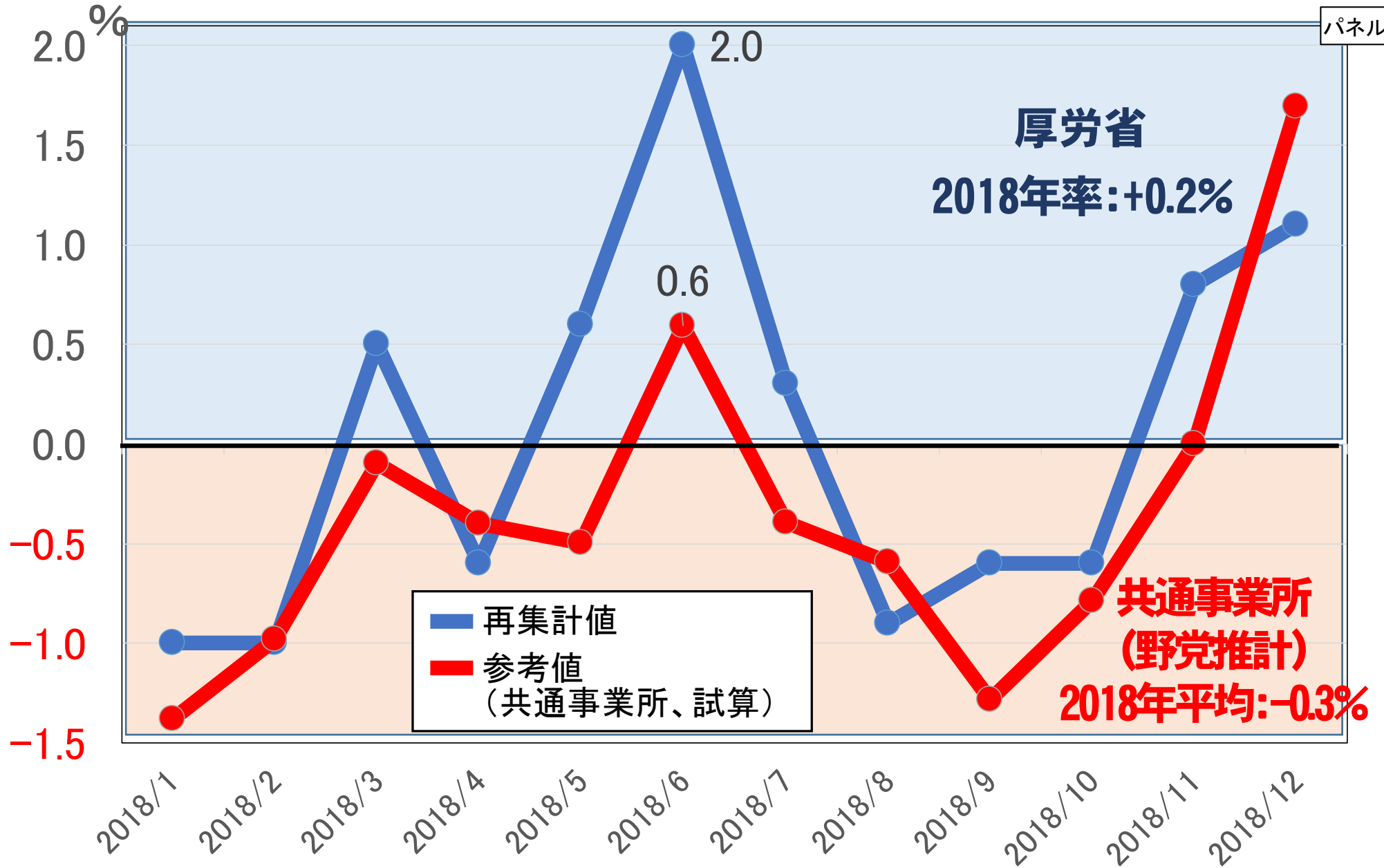
出所: 厚生労働省 毎月勤労統計調査 平成30年分結果確報、平成30年12月分確報より山井事務所作成

名目賃金の伸び率(前年比)



出所:厚生労働省 毎月勤労統計調査 平成30年12月分結果確報より山井事務所作成

実質賃金の伸び率(前年比)



出所:厚生労働省 毎月勤労統計調査 平成30年12月分結果確報より山井事務所作成

毎勤統計における昨年の名目賃金・実質賃金

パネルの写し

○2018年名目賃金伸び率(前年比) ○2018年実質賃金伸び率(前年比)

月	本系列	共通事業所系列
1月	(0.7)	0.3
2月	(0.8)	0.8
3月	(1.8)	1.2
4月	(0.2)	0.4
5月	(1.4)	0.3
6月	(2.8)	1.4
7月	(1.4)	0.7
8月	(0.6)	0.9
9月	(0.7)	0.1
10月	(1.1)	0.9
11月	(1.7)	1.0
12月	(1.5)	2.0
年率	1.4	(0.8)

	本系列	共通事業所系列
1月	-1.0	(-1.4)
2月	-1.0	(-1.0)
3月	0.5	(-0.1)
4月	-0.6	(-0.4)
5月	0.6	(-0.5)
6月	2.0	(0.6)
7月	0.3	(-0.4)
8月	-0.9	(-0.6)
9月	-0.6	(-1.3)
10月	-0.6	(-0.8)
11月	0.8	(0.0)
12月	1.1	(1.7)
年率	0.2	(-0.3)

野党試算

景気指標としての賃金変化率は共通事業所を重視すべき(統計委員会)

注1: ベンチマーク更新の補正をしてないことにより0.4%の段差(上ぶれ)が発生している(別紙、厚労省資料より)

注2: 共通事業所も大規模事業所が多い等により、数値が上ぶれしている(別紙、厚労省資料より)

調査方法の変更により名目賃金は+0.8%の段差

2018年1月の調査方法の変更

パネルの写し

復元
(東京の大企業1000社分)

+0.3%
(782円)

修正済み

サンプル入替え

+0.1%
(337円)

ベンチマーク更新
(企業規模構成の見直し)

+0.4%
(967円)

未修正
↓
+0.5%
段差の
まま

合計 +0.8%(2086円)の段差が発生



政府統計

報道関係者 各位

平成 31 年 3 月 8 日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 瀧原 章夫

室長補佐 村木 幸広

企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7609, 7610)

(直通電話) 03(3595)3145

毎月勤労統計調査 平成 31 年 1 月分結果速報 を公表します

毎月勤労統計調査平成 31 年 1 月分結果速報を、今般とりまとめましたので公表します。

【調査結果のポイント】〔 () 内は、前年同月比または前年同月差を示す。〕

1 賃金 (一人平均)

(1) 現金給与総額は、277,001 円 (1.2%増) となった。

うち所定内給与は 243,298 円 (0.6%増)、所定外給与は 19,244 円 (1.0%減)、所定内給与と所定外給与を合わせたきまって支給する給与は 262,542 円 (0.6%増)、特別に支払われた給与は 14,459 円 (12.7%増) となった。

(2) 一般労働者では、現金給与総額は、358,883 円 (1.5%増) となった。

うち所定内給与は 311,905 円 (1.0%増)、所定外給与は 26,454 円 (0.6%減)、きまって支給する給与は 338,359 円 (0.8%増)、特別に支払われた給与は 20,524 円 (13.2%増) となった。

(3) パートタイム労働者では、現金給与総額は、94,866 円 (0.6%減) となった。

うち所定内給与は 90,695 円 (0.5%減)、所定外給与は 3,205 円 (5.3%減)、きまって支給する給与は 93,900 円 (0.7%減)、なお、時間当たり給与は 1,161 円 (2.2%増) となった。

(4) 実質賃金指数 (現金給与総額) は、86.2 (1.1%増) となった。なお、実質賃金指数 (きまって支給する給与) は、98.9 (0.4%増) となった。

(消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合) の前年同月比は、0.2%上昇)

(5) 共通事業所による現金給与総額は、0.8%増となった。

うち所定内給与は 0.6%増、きまって支給する給与は 0.5%増となった。

また、一般労働者、パートタイム労働者、各々の現金給与総額は、1.2%増、1.0%減となった。

2 労働時間 (一人平均)

(1) 総実労働時間は、130.5 時間 (2.4%減) となった。

うち所定内労働時間は 120.5 時間 (2.3%減)、所定外労働時間は 10.0 時間 (3.8%減) となった。出勤日数は、16.9 日 (0.4 日減) となった。

また、製造業の所定外労働時間の前月比 (季節調整済指数) は、2.8%減となった。

(2) 一般労働者では、総実労働時間は、152.9 時間 (2.2%減) となった。

うち所定内労働時間は 139.6 時間 (2.1%減) となった。

(3) パートタイム労働者では、総実労働時間は、80.7 時間 (2.6%減) となった。

うち所定内労働時間は 78.1 時間 (2.6%減) となった。

3 雇用

(1) 常用雇用指数は、106.7 (1.8%増)、一般労働者では 105.6 (1.6%増)、パートタイム労働者では 109.2 (2.3%増) となった。

(2) パートタイム労働者比率は、31.00% (0.15 ポイント上昇) となった。

※ 1 平成 30 年 11 月分確報から、平成 24 年以降において東京都の「500 人以上規模の事業所」についても再集計した値 (再集計値) に変更しており、従来の公表値とは接続しないことに注意。

※ 2 平成 31 年 1 月に 30 人以上規模の事業所の標本の部分入替えを行いました。1 月は入替え前後の両方の事業所を調べており、今回の速報は、従来の標本の入替え時の公表と同様に、入替え前の事業所の結果をまとめたものであり、今回の結果では断層は発生しません。標本の部分入替え後の事業所の結果については確報で掲載します。

※ 3 平成 30 年に基準とする母集団労働者数 (ベンチマーク) の更新を行ったため、平成 30 年の前年との比較においてはベンチマークの違いによる断層が発生していました。平成 31 年はベンチマーク更新を行わないため、ベンチマークの違いによる断層はありません。

※ 4 速報値は、確報で改訂される場合があります。

ベンチマーク更新について

- 1 毎月勤労統計調査においては、事業所規模・産業別の労働者の構成割合に基づいて平均賃金等を算定している。
- 2 ベンチマーク更新は、最新の経済構造を反映するために、経済センサスの全数調査結果による新しい構成割合に基づいて平均賃金等を算定するもの。
- 3 直近のベンチマーク更新は、平成26年経済センサスに基づき、平成30年1月に更新。
- 4 ベンチマーク更新を行うと、母集団労働者数の構成が変化することから、更新前の集計値との段差が発生し、平成30年1月の更新では、新旧段差1,304円(0.5%)のうち、ベンチマーク更新分として967円(0.4%)の段差が発生。
- 5 平成30年ベンチマーク更新による断層の存在については、平成30年8月の速報(平成30年10月公表)から注記を追加している。
- 6 本日公表の平成31年1月の速報では、31年1月にはベンチマーク更新を行っていないことから断層が発生しない旨を注記に追加したもの。
- 7 この段差が発生した場合には、これまでは過去の賃金指数を遡及して改定していたが、30年1月の更新においては遡及改定を行っていない。
- 8 なお、ベンチマーク更新を行った場合に賃金指数の遡及改定を行わないことは、統計委員会の指摘や答申に沿った対応であり、平成30年8月の統計委員会の評価においても、「標準的な対応」とされている。

平成31年3月8日

厚生労働省

共通事業所に係る実質賃金について

- 1 「共通事業所」に係る実質賃金については、厚生労働省としては、まず「共通事業所」の集計値の特性に起因する課題など様々な論点を整理する必要があると考えている。
- 2 これは、統計的な観点からの分析や検討を加えずに「共通事業所」に係る実質賃金を作成し、公表することは、統計ユーザーに対し、考え方の整理が不十分なまま数値を示すこととなることから、統計数値に対して責任を有する統計所管の立場から適切でない、という考えによるものである。
- 3 このため、厚生労働省としては、こうした分析や検討に当たっては、統計の専門家による検討が不可欠と考え、「共通事業所」の賃金の実質化に係る課題を整理する場として「毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会」を開催している。
- 4 具体的な課題としては、
 - ・「共通事業所」は、前年のある月と今年と同月とともに回答をいただいた事業所であるが、毎年事業所を入れ替えているため、例えば、昨年3月と今年3月の共通事業所群と、今年3月と来年3月の共通事業所群とは異なることから経年変化をみる指数化には馴染まないという基本的性格があること
 - ・「本系列」と「共通事業所の集計値」を比較して、事業所規模の構成、産業別の構成、パート比率等について確認し、「本系列」と比較した「共通事業所の集計値」の偏り・代表性に関する分析を行う必要があること
 - ・「共通事業所」の実質化を考えるに当たって、その特性に応じて選択する物価指標を考える必要があることといったものがあり、これらについての検討については、一定の時間を要する。

- 5 今後、精力的に議論を行い、3月中を目途に中間的なとりまとめを行うよう努力する。

(参考) 検討会の開催日程

- 第1回(2月22日): 「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点について検討
- 第2回(2月28日): 本系列と比較した「共通事業所」の集計値の特性を踏まえた検討
- 第3回(3月6日): 有識者ヒアリング (明石弁護士、阿部修人一橋大学教授)
- 第4回(3月7日): 本系列と比較した「共通事業所」の集計値の特性を踏まえた検討
- 第5回 平成31年3月12日(火) 10時00分~12時00分
「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点について検討

- 6 厚生労働省としては、検討会における「共通事業所」の実質賃金をめぐる課題の整理状況を踏まえ、実質賃金の作成及び公表についてその可否も含めて判断していきたい。

2. 新旧賃金の差

(4) これまでのサンプル入れ替えにおける賃金の新旧差の要因分解

- 過去においては、サンプル入れ替えの寄与が占める割合が大きくなっているが、今回は、ローテーション・サンプリングの採用により、「サンプル入れ替えの寄与」が大幅に縮小。
- 一方、今回のベンチマーク更新による寄与は、過去に比べて大きくなっている。これには、ベンチマーク更新が6年ぶり更新の間隔が長めであったことが影響した可能性。

きまって支給する給与の入替え前後の集計結果の差について
(常用労働者5人以上) (調査産業計) (単位:円)

	30人以上の調査対象事業所の入替え方式	新(入替え後)	旧(入替え前)	新旧差	入替えによる寄与(試算)	ベンチマークの更新による寄与(試算)
				(入替え後-入替え前)		
平成19年1月	総入れ替え	266,474	269,005	-2,531	-2,531	-
平成21年1月		262,147	265,494	-3,347	-2,163	-1,184
平成24年1月		259,230	260,000	-770	-1,261	491
平成27年1月		256,660	259,592	-2,932	-2,932	-
平成30年1月	部分入れ替え	260,186	258,100	2,086	295	1,791

3. 「継続標本(共通事業所)による前年同月比」の参考提供

(1) 「毎月勤労統計」における賃金の水準・変化率の捉え方

- 「毎月勤労統計」では、標本交替やウエイト更新時に、新旧指数をそのまま接続しているため、賃金水準やその変化率に一定の断層が生じている。この点に関して統計委員会は「『労働者全体の賃金の水準は本系列、景気指標としての賃金変化率は共通事業所を重視していく』ことが適切」としているところ。

平成28年3月24日第4回経済財政諮問会議議事要旨(西村統計委員会委員長発言抜粋)

また、景気指標として多数の人々が実感するのは、自分の事業所の平均賃金が上がったのか、自分の企業の投資が増加したのかである。つまり同じ事業所の平均賃金の変化、同じ企業の投資の変化になる。これに対応しているのは、サンプルを継続して調べている継続サンプルによる指標であるので、景気を表わす統計としては、統一的に参考の指標として提示するということをしていきたい。

※本系列(全サンプルを対象)と参考の指標の系列(共通事業所を対象)のそれぞれに対して、水準(賃金額・指数)と変化率(前年同月比)がある(右図)。

	水準 (賃金額・指数)	変化率 (前年同月比)
本系列	○	○
参考の指標の系列	△(賃金額のみ)	○

3. 「継続標本(共通事業所)による前年同月比」の参考提供

すなわち、

- ① 労働者全体の賃金の水準は「本系列」(新指数)を重視していく
 - 新指数における賃金水準は、標本交替やウエイト更新の実施により、最も精度が高くなっている。そのため、賃金の水準は「本系列」を重視していく。
- ② 景気指標としての賃金変化率は、「継続標本(共通事業所)による前年同月比」を重視していく
 - 本系列の前年同月比などの賃金変化率では、平成30年においては比較の対象となる1年前の賃金水準が、古い標本とウエイトに基づいたものであるため、一定の断層が含まれる(前年同月比では、上記断層の影響が1年間継続する)。
 - 一方、同じ事業所を調べている「継続標本(共通事業所)による前年同月比」は、断層の影響を回避できる。また、景気指標として多数の人々が実感するのは、同一事業所の平均賃金の変化である。そのため、賃金変化率に高い関心を持つユーザーは、これを重視していく。
 - 厚生労働省では、統計委員会の考え方を踏まえて、前年ならびに当年において「継続して調査された共通事業所(継続標本)による前年同月比」を参考提供している。(継続標本の水準についても、今後提供予定としている。)

3. 「継続標本(共通事業所)による前年同月比」の参考提供

(2) 継続標本(共通事業所)による前年同月比:概要と特徴

① 概要

事項	説明
集計対象	「前年同月分」及び「当月分」とともに集計対象となった調査対象事業所(共通事業所)
標本数	第一種事業所の2分の1(2020年からは3分の2) 第二種事業所の3分の1
ウエイト	当月も前年同月いずれも、「当月の母集団労働者数」で集計
集計業種	調査産業計
集計項目	現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与
作成系列	前年同月比
作成時期	平成29年1月～

② 特徴

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 継続標本による前年同月比は、標本交替やウエイト変更による断層を回避できる。 賃金変化率を捉えやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続標本は、新設事業所の影響が反映されていない(標本に偏りがある)。 標本数が小さくなるため、標本誤差が大きくなる。

総務省
厚生労働省

1 毎月勤労統計調査の現金給与総額を含む賃金系列については、サンプルの部分入替やベンチマーク更新時に、新旧指数をそのまま接続しているため、賃金水準やその変化率に一定の断層が生じている。

平成30年1月にサンプルの部分入替（ローテーション・サンプリング）とベンチマーク更新*を実施したが、平成30年1月時点の「きまって支給する給与」の入替前後を比較すると、従来の公表値で新旧比0.8%、再集計値で0.5%となっている。

※ 平成30年1月のベンチマーク更新

平成30年1月分確報で利用できる最新のデータ（平成26年経済センサス）に基づき、労働者数推計を更新すること。通常、経済センサス-基礎調査の調査ごとに更新する。

2 このようにサンプルの部分入替やベンチマーク更新を実施すると、この影響が調査結果（本系列）に現れる。

このため、サンプル部分入替やベンチマーク更新の影響を受けないように、1年前と当月の両方で回答している調査対象（共通事業所）のみに限定し、1年前と当月のベンチマークも同じものとして集計した共通事業所系列を、平成30年1月*から導入しており、当該数値を公表している。

なお、平成30年6月の共通事業所の従来の公表値は1.3%であり、再集計値は1.4%である。

※ 部分入替の導入により作成可能となったことから、平成30年1月からはじめて作成。

3 平成30年9月28日に開催された第126回統計委員会では「労働者全体の賃金の水準は本系列、景気指標としての賃金変化率は共通事業所を重視していくことが重要」との見解が示された。ただし、

① 共通事業所系列による前年同月比は、標本交替やウエイト変更による断層を回避でき、賃金変化率を捉えやすい

というメリットがある一方、

② 共通事業所系列は、新設事業所の影響が反映されていないため、標本に偏りがある可能性

③ 標本数が小さくなるため標本誤差が大きくなる

といったデメリットがあることも示された。

そのため、統計委員会として、「統計の特徴を示す説明資料をHPに掲載することにより、統計ユーザーの理解も深まるものと期待する」との見解も示されたところである

4 これをうけて、厚生労働省のホームページにおいても

① 労働者数全体の賃金水準は「本系列」を重視していく

② 景気指標としての賃金変化率は、「共通事業所」による前年同月比を重視していく

との考え方が解説資料として掲載されている。

5 以上のことを踏まえると、利用者が目的に応じて、本系列、共通事業所系列の双方の系列を見て適切に判断することが、統計を見る上で重要と考えている。

以上

賃金の新旧差の要因分解

従来の説明	新旧差			
		ベンチマーク 入替	サンプル 入替	復元分
	2,086円 (0.80%)	1,791円 (0.69%)	295円 (0.11%)	—

再集計値	新旧差			
		ベンチマーク 入替	サンプル 入替	復元分
	2,086円 (0.80%)	967円 (0.37%)	337円 (0.13%)	782円 (0.30%)

出典：厚労省作成資料に、長妻事務所がタイトルをつけた資料
※出典資料をもとに長妻昭事務所がパネル作成

平成31年2月4日(月) 衆議院予算委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

パネルの写し

4

2018年1月、毎月勤労統計調査における賃金の算出方法が変更され、賃金が大きくかさ上げされた。要因は下記の3つ。

- ①サンプル入替
- ②ベンチマーク更新
- ③復元処理

(東京都における500人以上の事業所について3分の1しか抽出していなかったためそれを3倍して復元)

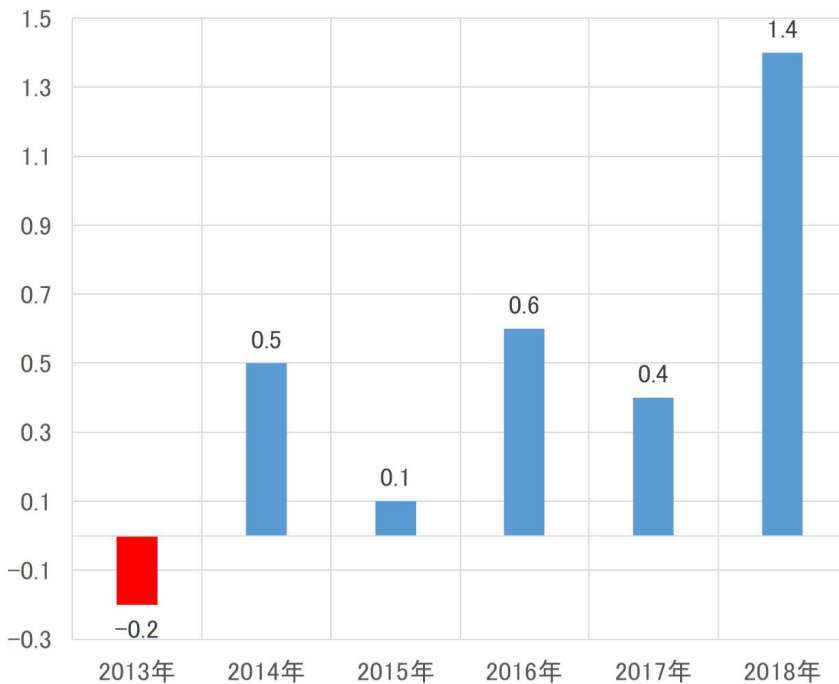
例えていうと、

- ①→ちょっと背の高い別人に替える
- ②→シークレットブーツを履かせる
- ③→頭にシリコン

③はバレたので遡って修正。しかし、①と②については遡って修正せず、**そのまま**2017年と比較。

そのため、賃金が異常に伸びる結果に。

公表値における前年比伸び率

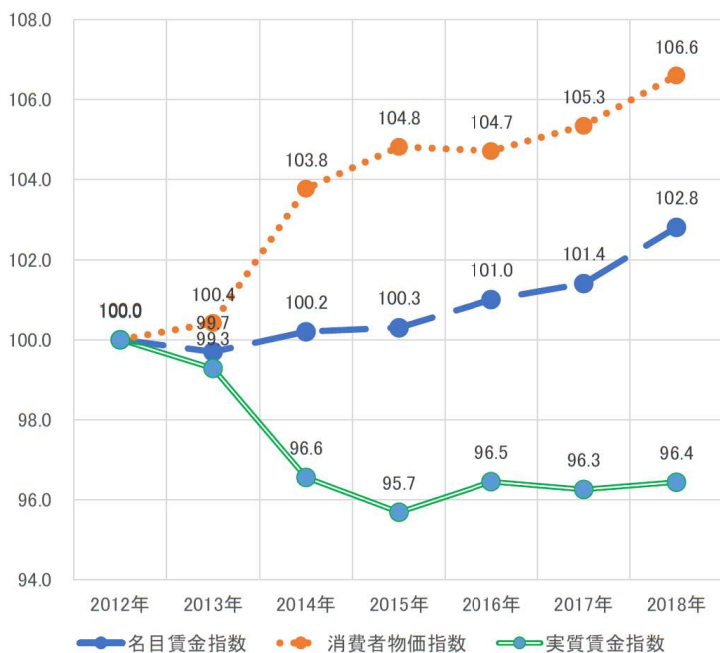


2013年～2017年までの5年間で1.4%しか伸びなかった名目賃金が、2018年のわずか1年間で、1.4%伸びるといふ異常な結果に。なお、実質賃金については前年比0.2%のプラス。

算出方法の異なるものを比較した伸び率は端的に言って「ウソ」の数字である。

統計法60条2号は「基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者」を6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処するとしている。公表値は真実に反するのだから、これに該当し、統計法違反になるのではないかと。

賃金と物価の推移(2012年=100)



アベノミクス前との比較がしやすいよう、2012年を100とした賃金と物価の推移を見てみる。

別人の身長を比較するような手段を講じても、2018年に消費者物価指数が1.3ポイント伸びているので、結局実質賃金は0.1ポイントしか伸びていない。

アベノミクス以降、2014年の消費税増税に加え、無理やり円安にして「円安インフレ」を起こしたため、物価は急上昇。それが名目賃金の伸びを大きく上回った結果、実質賃金が大きく落ちた。2018年はアベノミクス前より3.6ポイントも低い。

なお、以前は原油価格の下落により、ある程度円安インフレが相殺されていたが、2017年頃から原油価格が上がってきたので物価が再び上昇傾向に。

ところで、「新規労働者が増えて平均値が下がったから実質賃金が下がった」というよくある反論はデマ。平均値の問題なら名目賃金も下がらなければならないが、名目賃金は下がっていない。

ただ単に、名目賃金の上昇を物価上昇が上回ったから、実質賃金が落ちた。

こんなに悲惨なので、「実質賃金マイナス」という結果を出したくないものと思われる。

4

統計委員会は、賃金の伸び率については共通事業所同士を比較した「参考値」を重視せよと言っている。

しかし、厚労省はなぜか参考値の名目賃金伸び率のみ公表し、実質賃金伸び率については頑なに公表しない。

ところが、実質賃金の伸び率は、名目賃金の伸び率と物価の伸び率が分かれば簡単に出せる。

実質賃金指数＝名目賃金指数÷消費者物価指数×100である。

ここでいう指数とは、ある時点の数値を100とした数。

なので、前年同月からの伸び率に100を足すと「前年同月を100とする」指数になる。

そして、名目賃金指数と消費者物価指数の前年同月からの伸び率は公表されているので、それぞれの「前年同月を100とする指数」を算出できる。

二つの指数がこれで揃うので、前年同月を100とする実質賃金指数も算定可能になる。

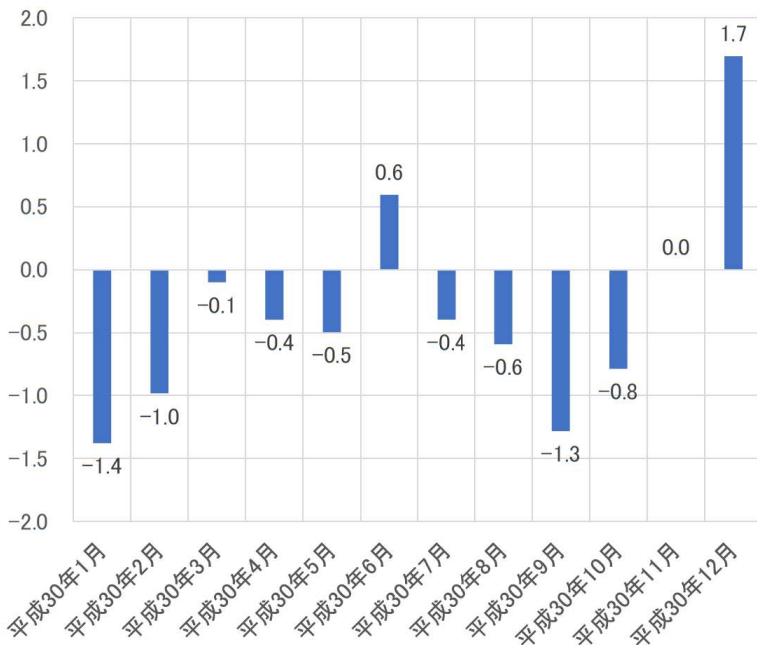
このように「前年同月を100とする実質賃金指数」を計算することにより、実質賃金伸び率を算定したのが次頁の表。

5

出所:第3回毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会 明石順平弁護士提出資料

年月	名目賃金指数 (前年同月=100)	÷	消費者物価指数 (前年同月=100)	× 100	=	実質賃金指数 (前年同月=100)	実質賃金伸び率 (左記指数-100)
平成30年1月	100.3	÷	101.7	× 100	=	98.6	-1.4
平成30年2月	100.8	÷	101.8	× 100	=	99.0	-1.0
平成30年3月	101.2	÷	101.3	× 100	=	99.9	-0.1
平成30年4月	100.4	÷	100.8	× 100	=	99.6	-0.4
平成30年5月	100.3	÷	100.8	× 100	=	99.5	-0.5
平成30年6月	101.4	÷	100.8	× 100	=	100.6	0.6
平成30年7月	100.7	÷	101.1	× 100	=	99.6	-0.4
平成30年8月	100.9	÷	101.5	× 100	=	99.4	-0.6
平成30年9月	100.1	÷	101.4	× 100	=	98.7	-1.3
平成30年10月	100.9	÷	101.7	× 100	=	99.2	-0.8
平成30年11月	101	÷	101	× 100	=	100.0	0.0
平成30年12月	102	÷	100.3	× 100	=	101.7	1.7
						平均	-0.3

実質賃金伸び率



参考値の実質賃金伸び率がプラスになったのは、たったの2回。あとはゼロが1回、マイナスが9回。プラスになったのもボーナス月だから。

このように悲惨な状況なので、公表したくないだけ。

「名目は参考になるが実質は参考にすべきではない」などあり得ない。**参考値の実質賃金伸び率も早急に公表すべき。**

そして、公表値の伸び率はかさ上げされたウソの数字なのだから、公表を止めるべき。

出所:第3回毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会 明石順平弁護士提出資料

厚労省「第5回毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会資料」を見ると、共通事業所の集計値の問題点の「論点1：実質化を検討するに当たり、「本系列」と「共通事業所の集計値」の特性をどう考えるか」について、要約すると下記の点が指摘されている。

- ・サンプルに偏りがある。
 - ・一定のバイアスがある。
 - ・データの蓄積が乏しい。
 - ・何を代表する数値なのか考える必要がある。
 - ・5～29人規模事業所の規模の割合が小さいので誤差等への影響が大きい。
- 等

要するに、参考値の数値はあてにならないと言いたいのであろう。しかし、これらの批判は、総務省統計局が「名目賃金の伸び率について参考値を重視せよ」と指摘し、厚労省もそれに従っている点と真っ向から対立する。これは明白に「天に唾する行為」である。

実質値は名目値から物価変動の影響を取り除いただけのもの。「名目値の伸び率は参考になるが実質値の伸び率は参考にならない」などあり得ない。簡単に算出できるのであるから、公表しない理由は無い。

出所:2019/3/13 野党合同ヒアリング 明石順平弁護士 配付資料

さらに、「論点2：「共通事業所の集計値」については、その基本的性格に照らし、「実質賃金指数」の作成についてどう考えるか。」との問いが立てられているが、根本的に間違っている。

我々が求めているのは「実質賃金の伸び率」の公表である。実質賃金指数ではない。現に、参考値の名目賃金については「伸び率」のみ公表されており、名目賃金指数が公表されているわけではない。

伸び率だけなら、単に名目賃金の上昇率から消費者物価指数の伸び率を引くだけでも容易に算出できる。議論の前提がずれており、論外である。

そして「論点3：仮に「共通事業所の集計値」の前年同月比から、実質化した値を算出したとすると、実質化の本来の意味に照らし、この数値はどのような意味を持つのか。」との問いが立てられているが、この点に対する回答は単純である。

実質化というのは、名目値から物価の影響を取り除くだけ。ただそれだけである。ごちゃごちゃと何か書いてあるが、全部無視してよい。

ただ単に、前年比マイナスという悲惨な結果を出したくないから無理やり屁理屈をこねているだけ。

「やってる感」を出しているだけ。

国民を愚弄するのもいい加減にしてほしい。

出所:2019/3/13 野党合同ヒアリング 明石順平弁護士 配付資料